

4 南病棟の診療体制について

<看護体制>

当病棟は、一般病棟入院基本料 地域一般入院料3を算定する病棟です。

(1) 当病棟では、1日あたり12人以上の看護職員（看護師）が勤務しています。なお、時間帯ごとの看護職員1人あたりが受け持つ入院患者さんの人数は以下のとおりです。

朝8時45分～夕方4時45分	看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内
夕方4時45分～朝8時45分	看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内

(2) 当病棟では、1日に入院患者30人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

※曜日等により、受け持ち数が増減することがございます。ご了承ください。

<入院医療費の算定について>

当院では、入院医療費の算定方式を出来高払い方式（診療行為ごとに料金を計算する方法）で行っています。

<入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について>

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

2025年5月1日現在
みらい光生病院

4 北病棟の診療体制について

<看護体制>

当病棟は、一般病棟入院基本料 地域一般入院料3を算定する病棟です。

(1) 当病棟では、1日あたり12人以上の看護職員（看護師）が勤務しています。なお、時間帯ごとの看護職員1人あたりが受け持つ入院患者さんの人数は以下のとおりです。

朝8時45分～夕方4時45分	看護職員1人当たりの受け持ち数は3人以内
夕方4時45分～朝8時45分	看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内

(2) 当病棟では、1日に入院患者30人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

※曜日等により、受け持ち数が増減することがございます。ご了承ください。

<入院医療費の算定について>

当院では、入院医療費の算定方式を出来高払い方式（診療行為ごとに料金を計算する方法）で行っています。

<入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について>

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

2025年5月1日現在
みらい光生病院

5 南病棟の診療体制について

<看護体制>

当病棟は、一般病棟入院基本料 地域一般入院料3を算定する病棟です。

(1) 当病棟では、1日あたり12人以上の看護職員（看護師）が勤務しています。なお、時間帯ごとの看護職員1人あたりが受け持つ入院患者さんの人数は以下のとおりです。

朝8時45分～夕方4時45分	看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内
夕方4時45分～朝8時45分	看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内

(2) 当病棟では、1日に入院患者30人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

※曜日等により、受け持ち数が増減することがございます。ご了承ください。

<入院医療費の算定について>

当院では、入院医療費の算定方式を出来高払い方式（診療行為ごとに料金を計算する方法）で行っています。

<入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について>

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

2025年5月1日現在
みらい光生病院

5 北病棟の診療体制について

<看護体制>

当病棟は、一般病棟入院基本料 地域一般入院料3を算定する病棟です。

(1) 当病棟では、1日あたり12人以上の看護職員（看護師）が勤務しています。なお、時間帯ごとの看護職員1人あたりが受け持つ入院患者さんの人数は以下のとおりです。

朝8時45分～夕方4時45分	看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内
夕方4時45分～朝8時45分	看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内

(2) 当病棟では、1日に入院患者30人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

※曜日等により、受け持ち数が増減することがございます。ご了承ください。

<入院医療費の算定について>

当院では、入院医療費の算定方式を出来高払い方式（診療行為ごとに料金を計算する方法）で行っています。

<入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について>

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

2025年5月1日現在
みらい光生病院